様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年2月12日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）とびらしすてむずかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 トビラシステムズ株式会社  （ふりがな） あきたあつし  （法人の場合）代表者の氏名　明田 篤  住所　〒460-0003  愛知県名古屋市中区錦2-5-12　 パシフィックスクエア名古屋錦7F  法人番号　9180001066502  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取り組み | | 公表日 | 2022年10月19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | トビラシステムズ株式会社コーポレートサイト  「DX推進への取り組み」-“基本方針”  URL：<https://tobila.com/ir/corporate/dx-promotion/> | | 記載内容抜粋 | トビラシステムズは「私たちの生活　私たちの世界を よりよい未来につなぐトビラになる」を理念とし、創業以来さまざまなプロダクトを提供してきました。現在はモバイルアプリや法人向けサービスなどにもその形を変化させながら、私たちが提供できる価値を探求し続けています。  当社が注力している社会課題である特殊詐欺等の犯罪は、時代と共に手法を変えています。また、高齢化社会がますます深刻化することで、特殊殊詐欺の標的とされやすい高齢者が今後も増加していくことから、被害件数の拡大も懸念されております。  少子化、労働人口の減少の流れが想定される日本において、新たなビジネスモデルの創出・働き方改革・業務改善等、これまでの取組みから更にデジタル技術を取入れたDXを推進する必要があります。  素晴らしい未来を実現するためには、失敗を恐れずに変化を続けなければなりません。DX推進のための製品サービスの提供に留まらず、 トビラシステムズが培ってきた技術を生かししながら、今後も持続的な成長の実現に向け、ステークホルダーと共に更なる成長を目指してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会及び経営会議にて承認の上、Webページに公開 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取り組み | | 公表日 | 2022年10月19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | トビラシステムズ株式会社コーポレートサイト  「DX推進への取り組み」-“DX戦略”  URL：<https://tobila.com/ir/corporate/dx-promotion/> | | 記載内容抜粋 | DXの観点から、以下の取り組みを進めてまいります。  ●AI等の活用による「迷惑情報データベース」の精度向上  　当社は、社会問題の１つである特殊詐欺の対策に有効な製品・サービスとして、独自のノウハウで収集した迷惑電話番号や迷惑URLのリストを活用し、サービス利用者にとって未知の迷惑電話・迷惑SMSであっても自動的にフィルタされるサービスの展開や広告コンテンツをブロックするアプリの提供を行う「迷惑情報フィルタ」事業を基幹事業としています。  　「迷惑情報フィルタ事業」の根幹となっている、迷惑情報データベースは、当社独自の機械学習サイクルを備えたデータベーステクノロジーを活用し、疑わしい電話番号やURLの情報を警察等の公的機関からの連携、サービス利用者からのフィードバック、インターネットでの情報収集等で網羅的に集積し、習慣性判定を行うAI技術で迷惑電話番号・迷惑URLを抽出し、迷惑情報リストを日々最新化しております。  ●お客様へのDX化支援  　常に最新の迷惑電話・迷惑SMSの活動状況に関する調査を行うことを目的とし、当社の迷惑電話フィルタの利用者が行う着信許可・拒否登録、利用者のアプリやサービスから得られるログ情報、警察等の公的機関による情報提供、および当社の調査活動等、日々膨大なデータを収集・蓄積しています。  　この迷惑情報の解析アルゴリズムを活用した迷惑情報データベースを、スマートフォン等のモバイル端末向けのアプリや固定電話・ビジネスフォン向けサービスの提供に活用しています。  　法人向けの製品では迷惑情報データベースと合わせて、通話の利用状況や通話録音・音声テキスト化データなどをクラウド上で管理でき、通話を可視化することが可能です。  　このような当社が持つテクノロジーを活用し、お客様のDX化支援に寄与してまいりたいと考えております。  　今後も当社が創業以来培ってきた、迷惑電話情報を中心とした迷惑情報のフィルタリングに関するテクノロジーを活用し、新しいビジネスニーズに対応した価値創出につなげます。  ●デジタル環境の整備  　ビジネスチャットツールやオンライン会議システム、また自社サービスであるトビラフォン Cloud等を活用しテレワーク普及による働き場所、時間にとらわれない勤務形態の導入を図っています。  　また、SFAツールやCRMツール等を活用した営業活動の高度化、バックオフィス業務におけるシステム化等を積極的に展開しています。  　時代の変化に合わせて、従来より取り組んできたデジタル化を今後も全社的に推進してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会及び経営会議にて承認の上、Webページに公開 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | トビラシステムズ株式会社コーポレートサイト  「DX推進への取り組み」-“DX推進体制”、”人材育成”  URL：<https://tobila.com/ir/corporate/dx-promotion/> | | 記載内容抜粋 | DX推進体制  管理部にDX推進事務局を設置しております。  DX企画・推進、人材育成等は全社的な課題であり、経営会議において、適宜報告を行っております。  人材育成  社員ひとりひとりのスキルを高め、DX戦略を実現出来るように人材の育成施策にも注力しております。  ・デジタル技術の知識習得  ・資格取得の推進 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | トビラシステムズ株式会社コーポレートサイト  「DX推進への取り組み」-“DX戦略実現に向けた環境整備”  URL：<https://tobila.com/ir/corporate/dx-promotion/> | | 記載内容抜粋 | 経済産業省の2025年の崖にありますように、新たなビジネスモデルの創出・働き方改革・業務改善を目的として、今までのICTを革新し、新しくDXを促進することが日本企業にとって必須であり、DX促進なくして日本企業の継続・発展はありえないと言われています。  従業員の約7割がエンジニアの会社であるため、ITシステム等の導入をしやすい環境にあります。  今後も積極的にITシステム導入・人材教育に投資し、情報共有のスピード化・業務効率の向上・ICT人材の育成を図ります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取り組み | | 公表日 | 2022年10月19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | トビラシステムズ株式会社コーポレートサイト  「DX推進への取り組み」-“DX戦略の達成指標”  URL：<https://tobila.com/ir/corporate/dx-promotion/> | | 記載内容抜粋 | 社内DX推進に関する指標は下記のとおりです。  ・月間利用者数  　月間利用者数は、当社製品・サービスを利用しているユーザーのうち、電話番号リストの自動更新又はアプリの起動等により、当月に1回以上、当社サーバーへアクセスが行われたユーザー数です。  　当社が事業を通じて特殊詐欺被害の撲滅に貢献するうえで、月間利用者数はひとつの重要なKPIです。利用者数の増加により当社が獲得できる情報も拡大し、サービスの精度向上につながります。  ・ブラックリスト登録件数  　当社が機械学習等のテクノロジーを活用して収集し、日々精度向上に努めている迷惑電話番号や迷惑URLの件数です。現在、約3万件の迷惑電話番号と約28万件の迷惑URLが登録されています。  ・デジタル技術に関連する資格保有者の増加  　迷惑情報データベースの精度向上やテクノロジーを活用した各種サービスの付加価値向上に向けて、資格取得者への報奨金支給等を通して当社社員のスキルアップを積極的に推進します。  ・バックオフィス業務におけるデジタル化  　テクノロジーの利活用はお客様へのサービス提供に限らず、会計や人事労務といったバックオフィス業務においても、業務のデジタル化を推進します。請求書処理のペーパーレス化、業務フローのシステム化等で各種バックオフィス業務の効率化を進めています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年10月19日 | | 発信方法 | DX推進事務局責任者である代表取締役社長が、当社Webページにて発信  「DX推進への取り組み」-“基本方針”内  URL：<https://tobila.com/ir/corporate/dx-promotion/> | | 発信内容 | （関連部分抜粋）  素晴らしい未来を実現するためには、失敗を恐れずに変化を続けなければなりません。DX推進のための製品サービスの提供に留まらず、 トビラシステムズが培ってきた技術を生かししながら、今後も持続的な成長の実現に向け、ステークホルダーと共に更なる成長を目指してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2017年3月～継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」により自社の現状について自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより入力を行いました。  受付番号: 202502AH00001389 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2017年3月～継続実施中 | | 実施内容 | 当社では情報の適正管理方法を定め、保有する情報を保護することを目的に情報セキュリティ規程を策定しています。  経営上の重要なリスクについては毎月開催する当社取締役会において、その他のリスクについては「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、３ヶ月に一度開催するリスク・コンプライアンス委員会においてそれぞれ把握・分析を行い、対応策の検討とリスクの現実化の防止に努めるとともに、危機発生時には当社の代表取締役社長を統括責任者とする危機管理体制を整えております。  情報処理安全確保支援士は6名（2024年10月末時点）在籍しています。  また、当社は継続して、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より「プライバシーマーク（Pマーク）」の認定を取得しています。  今後もプライバシーマーク付与認定企業として、個人情報の取扱いにさらなる強化を図り、取り組んでまいります。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。